

川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する質問・回答

NO	質問内容	回答
1	<p>○募集要項(4)企画提案書の受付のうち、提出資料について</p> <p>⑧納税証明書（その1、その2、その3）直近3事業年度分とありますが、その1・その2・その3の全て3事業年度分の提出でしょうか。また、その1については申告所得税及び復興特別所得税・法人税・消費税及び地方消費税・その他の4項目全てについての提出でしょうか。また、その3については現在における未納のない証明でよろしいでしょうか。</p>	<p>納税証明書は直近3事業年度分をご提出ください。その1については、法人税と消費税及び地方消費税、その2は法人税をご提出ください。また、その3については、未納税額のない証明用としてください。</p>
2	<p>東京都占有地、東急電鉄占有地、国管理地についても社会実験時に使用可能ですか？また、使用するにはどのような手続きが必要でしょうか？</p>	<p>仕様書3対象区域に示す範囲内であれば使用可能です。使用するには、事業者として選定された場合、仕様書10(1)(2)に示す視点から、河川管理者や関係機関等との協議が必要になります。</p>
3	<p>日常の管理運営と利活用を考えたときに、第1、2、3広場について、ふれあいネットによる予約との調整はどのようにおこなうのでしょうか？</p>	<p>丸子橋第1、2、3広場につきましては、社会実験期間中も一般利用に供するため、仕様書別紙に示す期間内で提案してください。また、事業者として選定された場合は、川崎市と協議、事業者間の調整を行った後に、事業区域・期間等を決定します。</p>
4	<p>平日の場合、共用駐車場も駐車目的以外に利用可能でしょうか？</p>	<p>事業者として選定された場合、仕様書10(1)(2)に示す観点から河川管理者や関係機関等との協議が必要になります。</p>
5	<p>社会実験中に、実証試験としてバーベキューを開催することは可能ですか？</p>	<p>対象区域⑧、⑨、⑩は住宅が近くにあることから、③、④、⑤、⑥は都市公園条例で火気の使用が禁止されていることから、バーベキューの利用はできません。それ以外の区域については、本社会実験の趣旨を十分ご理解いただき、周辺環境に配慮した内容とするとともに、仕様書8(2)(3)(4)の視点を十分に踏まえてご提案ください。</p>
6	<p>評価の基準について、詳細を教えてください。</p>	<p>募集ページで事業者選定評価基準を追加しましたので、そちらをご確認ください。</p>
7	<p>納税証明書（その1・その2・その3）直近3事業年度分と有りますがそれぞれの税目が必要になりますでしょうか。</p>	<p>その1については、法人税と消費税及び地方消費税、その2は法人税をご提出ください。</p>